

「定 款」

「定款施行規則」

「役員を選定に関する規則」

「会長候補者確定投票に関する細則」

「入会規定」

「入会審査基準」

「入会に関する書類一式」

「支部運営規定」



一般社団法人

**日本石材産業協会**

The Japan Stone Industry Association

# 一般社団法人日本石材産業協会 「定款」

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本石材産業協会〔英文名The Japan Stone Industry Association 略称JSIA〕と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、従たる事務所を置くことができる。

2 本会は、理事会の議決を得て、地区・支部及び部会を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、石材産業の健全な発展と更なる向上を図ると共に、新たなる石文化の創造に努め、もって社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の品位の保持及び資質の向上を図るための指導及び連絡
- (2) 消費者に対する石材及び石文化の啓発活動及び相談窓口の設置及び運営
- (3) 取引における信義則を助長するため、必要な規則の制定並びにその実施
- (4) 石材産業の進歩改善に関する調査を行い、公正かつ健全な発展を促進するための方策の立案ならびにその実施
- (5) 石材に関する技術並びに知識の向上を目的とする講習会、講演会、試験などの開催、その他の方法による指導及び啓発活動
- (6) 歴史的石造物並びに知財の研究および保護
- (7) 石材産業に関する出版物の刊行及び著作物の制作
- (8) 国会、行政、関係官庁等に対する意見の具申と建議
- (9) 諸団体との折衝および連携
- (10) 会員の福利厚生に関する研究、立案ならびに実施
- (11) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成せるために必要な事業

(機関)

第5条 本会は、本会の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の2種として、正会員をもって一般社団法人に関する法律（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会する日本国において石材業に携わる法人（但し、中小企業等協同組合法に基づく協同組合は除く。以下、同じ）及び個人。
- (2) 特別会員 本会の目的に賛同し、学識、技芸において本会に貢献する法人及び個人

(入会)

第7条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 法人たる会員にあっては、法人の代表者として本会に対してその権利を行使する1名の者（以下「会員代表」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表を変更した場合は、速やかに別に定める変更届けを会長に提出しなければならない。
- 4 会員はいずれかの地区・支部及び部会に所属しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
  - (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
  - (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき
  - (3) 会員である法人が解散または破産手続開始決定を受けたとき
  - (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を6ヶ月以上納入しないとき

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、その他正当の理由のあるときは、総会において総正会員の過半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、除名の議決を行う総会の日から1週間前までに当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上
- (2) 監事 2名以上10名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以上を副会長、1名を専務理事、2名以上を常任理事とする。

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会において、正会員（法人の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては2名、監事にあつては1名を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事会はすべての理事により組織し、法令及びこの定款で定めるところにより、以下の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

2 会長及び副会長は、代表理事とする。

3 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。

4 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。会長及び副会長ともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、その職務を代行する。

6 常任理事は、理事会から特に委任された事項を処理する。

7 監事は、法第99条、第124条の職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査すること

(2) 理事が不正な行為をし、若しくは不正な行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を総会・理事会に報告すること

(3) 総会・理事会に出席して、必要があると認めるときは、意見を述べること

(4) (2) 項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会を招集することを請求すること

(5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事項があると認められるときは、その調査結果を総会に報告すること

(6) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの付属明細書を監査すること

(7) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第15条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の残存期間と同一とし、補欠により選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了するときまでとする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 会長の任期は1期2年とし、上限を4期とする。

(解任)

第16条 社員総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数の決議により、理事を解任することができる。

2 社員総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、監事を解任することができる。

(報酬)

第17条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。但し、報酬額は、総会の決議により定める。

(顧問)

第18条 本会に、顧問20名以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又本会の会員で特に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長及び理事会が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営及び業務の処理に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

(取引の制限)

第19条 理事が次ぎにかかげる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにする当会の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにする当会との取引

(3) 当会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除等)

第20条 当会は、法第111条に定める役員の任務を怠った場合の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当するときは、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任額を限度として、免除することができる。

2 当会は、外部役員との間で、前項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合は損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第4章 会議

(種別)

第21条 本会の会議は、総会及び理事会・正副会長会及び常任理事会とする。

2 総会は、法に定める社員総会であって、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 正副会長会は、会長、副会長、専務理事及び会長の指名による3名以内の常任理事をもって構成する。

- 4 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常任理事をもって構成する。
- 5 監事は理事会、正副会長会及び常任理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第23条 総会は、法に規定する事項及びこの定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
  - (2) 総会に附議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 3 正副会長会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を検討する。
- 4 常任理事会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。

(開催)

第24条 定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めた時
  - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があった時
- 3 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。  
会長に欠員又は事故があるときは、理事会において予め定めた順序で、他の理事がこれにあたる。
- 4 正副会長会及び常任理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第25条 総会は、理事会の議決に基づき会長が招集する。

理事会及び正副会長会及び常任理事会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催の日の1週間前までに通知しなければならない。但し、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。
- 3 前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りではない。招集通知は監事に対しても発しなければならない。

(議長)

第26条 総会・理事会・正副会長会及び常任理事会の議長は、会長または副会長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第28条 総会及び理事会の議事は、法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、議長は正会員又は理事として議決に加わることはできない。

- 2 総会及び理事会においては、第25条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ

通知された事項についてのみ議決することができる。

- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について議決権を行使することができない。

(議決権の代理行使等)

第29条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は構成員の中から選任した代理人によって議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに、本会に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する構成員は、第25条に定める出席者とみなす。

(理事会決議の省略)

第30条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合は除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 構成員の現在数
  - (3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名（書面による行使及び代理による行使者を含む。）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
  - (7) その他、法務省令に定める事項
- 2 総会の議事録には、議長及び議事録署名人が、署名し、又は記名押印しなければならない。
  - 3 理事会の議事録には、出席をした代表理事及び監事が署名し、又は記名押印しなければならない。

## 第5章 財産及び会計

(財産の構成)

第32条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他

(財産の管理)

第33条 本会の財産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(経費の支出)

第34条 本会の経費は、財産をもって支出する。

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書)

第36条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始から3ヶ月以内に開催される定時総会の議決を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

なお、その場合の収支及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入及び支出とみなす。

(財務諸表及び事業報告書)

第37条 本会の事業報告及び決算については、会長が毎事業年度終了後遅滞なく事業報告書及び計算書類ならびにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、当該事業年度終了後3ヶ月以内に開催される定時総会の議決を得なければならない。

2 当会は、前項の定時総会の終結後直ちに、貸借対照表及び損益計算書を公告する。

(特別会計)

第38条 事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、一般会計と区分して経理するものとする。

(借入金)

第39条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得るものとする。

(剰余金の分配)

第40条 本会は、剰余金の分配は行わない。

## 第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において総正会員の過半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第42条 本会は、法第148条第1号ないし第7号の規定に基づき解散する。

2 本会は、法第148条第3号の規定に基づき解散する場合は、総正会員の過半数以上であって、総正会員の3分の2以上の議決によらなければならない。

(残余財産の処分)

第43条 本会が解散の際に有する残余財産は、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に寄贈する。

i 公益社団法人又は公益財団法人

ii 公益法人認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人本会と類似の目的を有する公益社団法人他の法人又は公益財団法人団体に寄付するものとする。

2 寄贈先の選定は、総会において総正会員の3分の2以上の議決を得て決定する。

## 第7章 補則

(備付け書類及び帳簿)

第44条 本会は、その主たる事務所に、次の各号に掲げる書類を備えなければいけない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 登記・登録に関する書類
- (5) 行政庁の許可、認可等を必要とする行事を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
- (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (7) 財産及び負債の状況を示す書類
- (8) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 事業計画書及び収支予算書
- (10) 事業報告書及び計算書類
- (11) 監査報告書
- (12) その他法令で定める帳簿及び書類

(委員会)

第45条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は協議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第46条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

(公告)

第47条 当会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(実施細則)

第48条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(定款に定めのない事項)

第49条 この定款に定めのない事項については、すべて法その他の法令の定めによる。

作成 平成21年 6月18日  
改定 平成21年 7月16日  
変更 平成23年11月23日  
変更 平成26年 6月24日  
変更 平成27年 6月25日

# 一般社団法人日本石材産業協会 「定款施行規則」

(入会申込書)

第1条 入会申込書の様式は別紙のとおりとする。

(会費の納入)

第2条 会員は、毎会計年度の会費を全納しなければならない。

2 新規入会した会員は入会した翌月から会計年度分までの会費を納入しなければならない。

(変更届け)

第3条 会員は、入会申込書に記入した事項に変更を生じたときは、30日以内に会長に届けなければならない。

(役員を選任)

第4条 定款第13条の理事及び監事の選出の議案は、会長がこれを総会に提出する。

2 会長は、理事及び監事の選任の議案を総会に提出するには、役員候補者管理委員会において推薦された者を候補者として議案を提出しなければならない。

3 役員候補者管理委員会についての事項は、別に規則で定める。

(委員会)

第5条 定款第45条の委員会は、会長が理事会に提出し、理事会又は総会の承認を得て定める。

(委員会の事業計画と予算)

第6条 委員会の事業計画と予算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得て定める。

2 委員会の予算が成立しないときには、前年度会計の予算を執行する。

(委員会の事業報告と決算)

第7条 委員会の事業報告と決算は、会計年度終了後1カ月以内に事業報告書・収支計算書を会長に提出しなければならない。

(地区・支部)

第8条 定款第2条第2項の地区は原則として次のとおり定める。

北海道地区 東北地区 北関東地区 南関東地区 信越地区 北陸地区 東海地区  
近畿地区 中国地区 四国地区 九州・沖縄地区

2 定款第2条2項の支部は原則として都道府県別に定める。

(部会)

第9条 定款第2条第2項の部会は原則として次のとおり定める。

採石・原石部会 加工部会 墓石部会 建築・環境部会 輸入卸商部会 関連部会

2 各部会は業務を施行するため分科会及び研究会を設けることができる。

(地区・支部・部会運営費)

第10条 地区・支部及び部会は総会の定めにより会員から地区運営費・支部運営費及び部会運営費を徴収することができる。

2 地区運営費・支部運営費及び部会運営費の額は理事会の承認を得るものとする。

(地区・部会の事業計画と予算)

第11条 地区及び部会の事業計画と予算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得て定める。

2 地区及び部会の予算が成立しないときには、前年度会計の予算を執行する。

(地区・支部・部会の事業報告と決算)

第12条 地区・支部及び部会の事業報告と決算は、会計年度終了後1カ月以内に事業報告書・収支計算書を会長に提出しなければならない。

第13条 会員の慶弔については、別途定める。

2 地区・支部からの慶弔については、地区長及び支部長判断に委ねる。

(出張旅費)

第14条 理事が任務により出張するときは、別に定める出張旅費規程に従って支給する。

2 旅費規約は、理事会の承認を経て別に定める。

(備付帳簿)

第15条 この会は、次の帳簿を事務所に備え付け、会員は閲覧することができる。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類

(4) 登記・登録に関する書類

(5) 行政庁の許可、認可等を必要とする行事を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類

(6) 定款に定める機関の議事に関する書類

(7) 財産及び負債の状況を示す書類

(8) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(9) 事業計画書及び収支予算書

(10) 事業報告書及び計算書類

(11) 監査報告書

(12) その他法令で定める帳簿及び書類

(事務局内規)

第16条 事務局内規は、理事会の承認を得て別に定める。

(事務局長)

第17条 事務局長は各会議に出席して意見をのべることができる。但し、表決権を有しない。

(表彰)

第18条 会長は、この会に功労があった者を表彰することができる。

(慶弔費)

第19条 会員の慶弔については、以下の表のとおり定める。

(1) 災害見舞金	災害地の地区長・支部長と協議の上、会長裁定による。
(2) 死亡弔慰金 (会社代表者・会員代表者)	
①弔慰金	10,000 円
②供 花	1 基
③弔 電	1 通
(3) 死亡弔慰金 (父母、配偶者、子)	
①弔慰金	無し
②供 花	無し
③弔 電	1 通

付則 1 この規則は平成21年7月1日から施行する。

付則 2 この規則は平成26年12月11日から施行する。

第11条、第14条、第18条、第19条の改訂。

# 一般社団法人日本石材産業協会 「役員を選任に関する規則」

## 第1章 総則

### (総則)

第1条 一般社団法人日本石材産業協会（以下「本会」という。）定款第3章に定める役員は、この規則の定まる方法により選任する。

### (資格)

第2条 本会正会員は理事、監事としての資格を有する。  
2 本会正会員以外でも監事としての資格を有する。

## 第2章 役員候補者管理委員会

### (目的)

第3章 第3条 役員候補者管理委員会は、理事及び監事を総会において選任する必要があるときに、本会の目的を理解し事業の推進にふさわしい候補者を、候補者名簿に登載して理事会に推薦することを目的とする。

### (委員)

第4章 第4条 役員候補者管理委員会の委員は15名以内とし、委員長を1名、副委員長を1名以上3名以内、委員の互選により選任する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、選任後2年間とする。但し、再任を妨げない。

### (委員の選任)

第6条 委員は、正会員の中から理事経験のある者、学識経験豊かな者、人格識見のすぐれた者を選出基準にしたがって、理事会の決議を得て、会長が任命する。

## 第3章 役員推薦

### (役員推薦手続)

第7条 役員候補者管理委員会は、次条以下の手続に従って氏名、生年月日、経歴を記載した会長候補者名簿、副会長候補者名簿、理事候補者名簿、専務理事候補者名簿、監事候補者名簿（以下、あわせて役員候補者名簿という）を作成して、理事会に役員候補者を推薦する。

2 役員候補者管理委員会は、役員候補者名簿を作成したときは、すみやかに事務局を経て理事会に提出して、役員候補者の推薦をおこなわなければならない。

### (会長の推薦)

第8条 会長に立候補する者は、原則として常任理事2期以上を務めた者であることを要し、本条各号の所定の届出用紙を所定の期日までに事務局を経て役員候補者管理委員会に対して届け出るものとする。

(1) 会長の立候補届

(2) 理事経験者5名以上の推薦のある推薦状

2 所定の期日までに、会長に立候補する者が、1名のときは、役員候補者管理委員会は、その者を会長候補者名簿に登載し、理事会に推薦する。

3 会長に立候補する者が複数名いた場合には、役員候補者管理委員会は、会長立候補届を提出した者の一覧表を作成してそれを理事会に報告する。

### (投票)

第9条 会長に立候補する者が複数あり、理事会が前条3項の報告を受けたときは、理事会は理事の投票により会長候補者を決定し会長候補者名簿を確定する。

- 2 投票用紙は役員候補者管理委員会所定のものを用い、委員会指定の方法により理事が投票を行う。但し、立候補者1名のみの場合は無投票当選とする。その他、選挙の方法は、別に理事会で定める細則による。

(副会長の推薦)

第10条 副会長の候補者は、原則として会長及び次の会議体が、所定の人数を推挙する。

なお、副会長候補者は、理事を2期以上務めたものの中から推挙する。

- (1) 会長による推挙 5名以内
- (2) 担当地区長・支部長会議による推挙 4名以内
- (3) 部会長会議による推挙 2名以内

- 2 会長もしくは前項の会議体は、前項の推挙の結果をすみやかに役員候補者管理委員会に通知し、役員候補者管理委員会は、通知された者を副会長候補者名簿に登載する。

(理事の推薦)

第11条 理事の候補者は、下記の会議体が、所定の人数を推挙する。尚、地区長は理事経験者とする。

- (1) 委員会による推挙 各委員会1名
- (2) 部会による推挙 各部会1名
- (3) 支部による推挙 各支部1名
- (4) 地区会議による推挙 各地区1名
- (5) 会長候補者による推挙 5名以内

- 2 前項の合議体は、前項の推挙の結果をすみやかに役員候補者管理委員会に通知し、役員候補者管理委員会は、通知された者を理事候補者名簿に登載する。

(専務理事)

第12条 専務理事候補者は、第8条第2項または第9条により会長候補者名簿に登載された者が推挙する。

(監事)

第13条 監事候補者は、前年度正副会長会議が、適任と認められる者を3人以内選考して、監事候補者名簿に登載する。

(理事の適性)

第14条 会長・副会長・理事・専務・監事候補者の推薦は次の適性に準ずる人を選任するものとする。

- (1) 推薦されるのに値する人格と言動を有するものとする。
- (2) 推薦された職務の義務として、必要な出席を全うするものとする。
- (3) 推薦された職務の義務として、必要な発言をおこなうものとする。

付則

- 1 この規則は平成21年7月1日から施行する。
- 2 平成23年1月20日改訂
- 3 平成25年4月18日改訂
- 4 平成26年12月11日改訂 誤字修正
- 5 平成27年12月9日改訂

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人日本石材産業協会「役員を選定に関する規則」(以下「規則」という。)第9条の規定に基づく投票業務に関し、必要な事項を定める。

## 第2章 投票管理委員会

(投票管理委員会の設置及び業務)

第2条 理事会は、規則第8条第3項の規定に基づく報告があった場合には、速やかに投票管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、第4条及び規則第9条に規定する投票(以下「投票」という。)の実施に関する業務を行う。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、役員候補者管理委員会の委員により構成し、役員候補者管理委員会の委員長、副委員長が、委員長、副委員長に就任するものとする。

## 第3章 理事会内投票

(投票)

第4条 理事会は、規則第8条の規定に基づく会長候補者の適任者を選出するため、投票資格を有する者による投票(以下「投票」という。)を行う。

2 前項の投票については、期日前投票を認める。

3 投票は、1名制限無記名投票により行い、投票総数の10%以上の得票者のうちから得票上位の者1名を会長候補者の適任者として選出する。

4 投票の結果、得票上位の者の得票数が同数となった場合は、いったん議事を休憩し、得票上位の者につき再投票を行い、前項の得票を得た者を会長候補者の適任者として選出する。

5 前項の再投票の結果、得票数が同数となった場合は、くじにより当選した者を、会長候補者の適任者として選出する。

(投票有資格者)

第5条 投票資格を有する者(以下「有資格者」という。)は、第8条の規定による投票の公示の日に本協会の理事とする。

2 有資格者で投票の日までにその資格を失った者は、投票することができない。

(投票の結果の報告)

第6条 委員会は、投票が終了したときは、速やかに投票の結果を理事会に報告しなければならない。

2 理事会は、前項の報告に基づき、速やかに会長候補者の適任者として総会に文書をもって推薦しなければならない。

## 第4章 投票の実施

(所信表明)

第7条 会長候補者の適任者として立候補した者(以下「会長立候補予定者」という)は、投票の実施に先立ち、その所信を10分以内で述べるものとする。

- 2 会長立候補予定者は、所信を述べるにあたって、予め所信を明らかにした書面を議場に配布することができる。

(投票有資格者の名簿)

第8条 委員会は、第5条及び規則第9条に規定する投票有資格者の名簿を作成し、投票を行う期日を通知した日から投票開始の時まで、事務局に保管し、閲覧に供するものとする。

- 2 前項の名簿に疑義のあるときは、投票日の2日前までに、その旨を委員会に申し出なければならない。

(投票の公示及び通知)

第9条 委員会は、投票を行う期日を公示し、かつ、第3項に掲げる事項を文書をもって通知しなければならない。

- 2 前項の公示は、投票期日の7日前までに、事務局掲示場に掲示することにより行う。
- 3 第1項の通知には、次の事項を記載し、投票期日の7日前までに行うものとする。

- (1) 会長立候補予定者の氏名(五十音順)
- (2) 投票の日時及び場所
- (3) 投票の方法
- (4) 候補適任者の略歴
- (5) その他必要な事項

(投票の方法)

第10条 投票は、委員会の定める投票用紙によって行う。

- 2 有資格者が投票しようとする場合には、あらかじめ委員会から配布された投票券を、委員会の委員に提示しなければならない。
- 3 委員会の委員は、提示された投票券を名簿と照合のうえ、投票用紙を交付する。
- 4 期日前投票は、投票期日の前日までに、委員会に申請の上、期日前投票用紙を委員会より受取り、速やかに投票しなければならない。
- 5 前項の規定により、有資格者が期日前投票しようとする場合には、委員会に文書をもって届け出なければならない。

(投票の順及び議場の閉鎖)

第11条 有資格者は、事務局長が氏名を読み上げた順に投票する。

- 2 最後の有資格者が投票する際には、議場を閉鎖する。
- 3 最後の有資格者の投票終了時までに議場に入場しなかった有資格者は、第4条に規定する再投票をする場合も含め、投票することができない。

(投票の成立要件)

第12条 投票において、投票者数が、有資格者数の3分の2に達しないときは、あらためて投票を行う。

(開票)

第13条 委員会は投票終了後、ただちに投票場において開票を行う。

(投票の効力)

第14条 投票においては、被投票者の氏名を記載する。

2 次の各号に掲げる投票は無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) 氏名の確認し難いもの

(3) 何らの記載のないもの(白票)

(4) 余事記載のあるもの

3 第4条第3項の投票総数は、投票用紙に1名を記入したものは1票として、2名を記入したものは無効投票とする。

(投票にかかる事務)

第15条 この規則に定めるもののほか、投票にかかる事務については委員会に専決させる。

付則

1. この細則は平成21年10月9日から施行する。

2. 平成25年4月18日改訂

## 一般社団法人日本石材産業協会 「入会規定」

(目的)

第1条 本規約は定款第7条に基づき、本会に入会しようとする者については適正な審査を行い健全な本会の組織の確立と維持を図るため入会手続きの方法ならびに審査に関する取扱いを定めることを目的とする。

(入会申請時の必要書類)

第2条 入会申請者は次の書類を提出することを要する。

(1) 定款施行規則第1条に定める入会申込書

(2) 会費「自動振込利用申込書」

(入会手続)

第3条 入会申請は、会員2名の推薦を受け前条に規定する必要書類を事務局に提出するものとする。

上記、推薦者2名の内1名は、所属する支部会員の推薦を要する。

(入会審査会)

第4条 入会審査会は理事会のなかにおく。なお、入会審査会の構成は別に定める。

(入会審査会の職務)

第5条 入会審査会は定期的に行い、別に定める入会審査基準により公正に入会申請者の適否を判定しなければならない

2 入会申請者の審査結果は速やかに理事会にはかり承認を求めなければならない。

(会員資格と通知)

第6条 会員権の取得は理事会の承認日とし、入会を承認された者については、入会承認通知をするものとする。

(入会金・会費)

第7条 入会金・会費は次の通りとする。但し、特別会員は免除する。

2 入会金 正会員 30,000円

3 会費 正会員 A年会費 従業員5名まで 26,000円

B年会費 従業員6~10名 36,000円

C年会費 従業員11~20名 42,000円

D年会費 従業員21~30名 48,000円

E年会費 従業員31名以上 54,000円

4 従業員とは、役員を含む月間80時間以上勤務している人をいう。

5 従業員数の変更があった場合は、すみやかに届け出るものとする。

6 従業員数には、石材業に携らない人も含むものとする。

(内規)

第8条 入会についてこの規約に定めなき事項は、定款及び他の規約に反しないかぎり理事会の議決をもって定めることができる。

付則

- 1 この入会規約は、平成13年11月1日より施行する。
- 2 改定：平成20年3月26日  
①入会申込書に各確認欄設置 ②推薦者の2名内1名を支部会員にする文の追加。
- 3 平成21年7月1日 一般社団法人日本石材産業協会に移行
- 4 平成27年6月25日定款の変更と同時に改訂

## 一般社団法人日本石材産業協会 「入会審査基準」

定款第7条、入会規約第5条に規定する入会審査基準を次のとおり定める。

第1条 定款第6条（1）に定める石材業とは、以下の業種をいう。

- （1）採石業
- （2）石材加工業
- （3）石材製品、原石の販売業
- （4）石工事業
- （5）原石、石材製品の輸出入業
- （6）石材の運搬業、石材加工機械及び工具の製造販売業、業界紙の発行などの関連業

第2条 次の事項に該当する者を入会させてはならない。

- （1）取引の関係者に損害を与え、または損害を与えるおそれのある個人及び法人
- （2）取引の公正を害する行為をし、または公正を害するおそれのある個人及び法人
- （3）業務に関し法令に違反し、石材業を営む者として不相当と認められる個人及び法人
- （4）過去において本会を退会、除名された者で会員となることがふさわしくない個人及び法人
- （5）暴力団などの反社会的団体に所属している個人及びそれらの者が経営する法人

第3条 入会審査は、具体的な事実に基づき公正に行わなければならない。

付則

- 1 この入会審査基準は、平成13年11月1日より施行する。
- 2 平成21年7月1日 一般社団法人日本石材産業協会に移行
- 3 平成27年6月25日定款の変更と同時に改訂

入 会 申 込 書

**貴協会の活動に賛同し、入会いたしたく、下記の通り申込みいたします。  
また、入会後は定款・諸規則などを遵守し、支部活動を含む協会活動に参加することを誓約いたします。**

会社情報	ふりがな				
	*会社名		(印)		
	ふりがな				
	*会社代表者名				
	生年月日		( ) 昭和・平成 年 月 日 ( 歳)		
	*会社所在地		(〒 — )		
	*電話番号		*FAX番号		
	*会社Eメール(携帯不可)				
	*ホームページ				
	創業・設立年月		( ) 昭和・平成 年 月		従業員数 名
	会員種別 (従業員数による)		正会員 <input type="checkbox"/> A (～5名以内) <input type="checkbox"/> B (6～10名) <input type="checkbox"/> C (11名以上) <input type="checkbox"/> D (21名以上) <input type="checkbox"/> E (31名以上) 従業員とは、役員を含む月間80時間以上勤務している人をいう。 従業員数の変更があった場合は、すみやかに届け出るものとする。 従業員数には、石材業に携らない人も含むものとする。		
	業務内容				
	↓上記業務内容に合わせ該当する部会を選んでください。(複数可) 所属部会が開催する会議など、ご連絡いたします。				
所属部会		<input type="checkbox"/> 採石・原石 <input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> 墓石(小売) <input type="checkbox"/> 建築・環境 <input type="checkbox"/> 輸入卸商 <input type="checkbox"/> 関連			
加入団体・協同組合名					
会員代表者情報 (窓口になる方についてご記入ください。)	ふりがな		会社役職		
	会員代表者名				
	生年月日		( ) 昭和・平成 年 月 日 ( 歳)		
	個人Eメール(携帯不可)				
	携帯番号				
協会ホームページ掲載内容について (加盟店検索に公開される内容を選択してください。)					
情報公開について□にレ印をつけてください。 (*が掲載されます。選択されていない場合はすべて掲載します。)		<input type="checkbox"/> すべて掲載可 (但し <input type="checkbox"/> HP <input type="checkbox"/> Eメール <input type="checkbox"/> FAXは掲載不可 ) <input type="checkbox"/> すべて掲載不可			
一般消費者対応について (主に墓石について)		<input type="checkbox"/> 一般消費者からの問い合わせを受ける <input type="checkbox"/> 一般消費者からの問い合わせを受けない (空白で表示)			
お墓ディレクター在籍の表示について		<input type="checkbox"/> 掲載可 ( <input type="checkbox"/> 1級 ・ <input type="checkbox"/> 2級 ) <input type="checkbox"/> 掲載不可または不在 (空白で表示)			
推薦者 (1社は同都道府県の会員であること)	都道府県名		都道府県名		
	会社名		会社名		
	会員代表者名		会員代表者名		
事務局確認欄	支部長・地区長確認欄	正副確認日	理事会承認日	会員NO	

## 入会希望者についての地区・支部コメント

年 月 日

下記、入会希望者についての意見を記載いたします。

\_\_\_\_\_支部 支部長名\_\_\_\_\_

入会希望者名：\_\_\_\_\_

都道府県名：\_\_\_\_\_

【 意 見 内 容 】

## <入会申込書記入上の注意点>

- ・ 申請日の項には、**入会申込書の記入日**をお書きください。
  - ・ 会員種別は、下記の入会規定及び入会審査基準をお読みのうえ、該当するところに○をしてください。
  - ・ 会員代表者の項には、本会に対する**責任者のお名前**をご記入ください。貴社の代表者と同一でなくとも結構です。
  - ・ **業種別**の項には、貴社の主となる業態を、お選びになり○をしてください（複数可）。記入された業種別の部会への所属とさせていただきます。
  - ・ 本会の入会資格では、個人での入会を認めておりますので、**一社で複数名入会することも可能です**。
  - ・ **推薦者2名は必須**です。支部がある場合は、推薦者2名の内1名は、支部会員の推薦が必要です。
  - ・ 支部長または地区長の確認を必ず受けてください。
- \*会員は、いずれかの地区・支部及び部会に所属しなければならない。（定款第2章第7条4による）上記により各支部、各部会に所属します。又、**支部により支部年会費があります**ので、支部にご確認ください。

## <年会費について>

- ・ **ご入会した年※1)の年会費は月額と入会承認月※2)の翌月から残りの月数を掛けた金額で徴収します。**
- ※1) (社)日本石材産業協会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとなっております。
- ※2) 入会承認月とは、理事会において正式に入会承認した月のことを指します。例えば、事業年度7月に入会承認された方の場合、その年の年会費は【月額×8ヵ月分】となります。
- ・ 年会費の引落日は、入会承認月の翌月となります。翌年以降は、毎年1回、1年分を徴収いたします。
  - ・ 口座振替依頼書（年会費引落用）は入会審査後にお送りいたしますので手続きをお願いいたします。

## <入会申込書の提出>

- ・ ご記入後、入会申込書を本会事務局まで郵送でお送りください。
- ・ 申込書提出後、直近の理事会において入会審査基準に基づいた審査があり、承認されますと正式入会となります。
- ・ 入会後は会員証をお送りいたします。

**お問い合わせ：一般社団法人 日本石材産業協会事務局** <http://www.japan-stone.org/>  
 〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-9日計ビル TEL: 03-3251-7671 FAX: 03-3251-7681

### <入会規約>—抜粋—

目的（定款第3条）

本会は石材産業の健全な発展と更なる向上を図ると共に、石文化の創造に努め、もって社会に貢献することを目的とする

種別（定款第6条）

本会の会員は、次の3種として、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という）上の社員とする。

（1）正会員 本会の目的に賛同して入会する日本国において主として石材業に携わる法人（但し、中小企業等協同組合法に基づく協同組合は除く。以下、同じ）及び個人

（2）特別会員 本会の目的に賛同し、学識、技芸において本会に貢献する法人及び個人

入会金	正会員／30,000円	特別会員	会費免除
年会費	正会員A（従業員数5名まで）	／26,000円	（月額2,200円）
	正会員B（従業員数6名～10名）	／36,000円	（月額3,000円）
	正会員C（従業員数11名～20名）	／42,000円	（月額3,500円）
	正会員D（従業員数21名～30名）	／48,000円	（月額4,000円）
	正会員E（従業員数31名以上）	／54,000円	（月額4,500円）

### <入会審査基準>—抜粋—

第1条 定款第6条（1）に定める石材業とは以下の業種をいう。

- （1）採石業 （2）石材加工業 （3）石材製品、原石の販売業 （4）石工事業 （5）原石、石材製品の輸出入業  
 （6）石材の運搬業、石材加工機械及び工具の製造販売業、業界紙の発行などの関連業

第2条 次の事項に該当するものを入会させてはならない

- （1）取引の関係者に損害を与え、または損害を与えるおそれのある個人及び法人  
 （2）取引の公正を害する行為をし、または公正を害するおそれのある個人及び法人  
 （3）業務に関し法令に違反し石材業を営む者として不適当と認められる個人及び法人  
 （4）過去において本会を退会、除名されたもので会員となることがふさわしくない個人及び法人  
 （5）暴力団などの反社会的団体に所属している個人及びそれらが経営する法人

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この支部は、一般社団法人日本石材産業協会「〇〇〇支部」という。

(事務所)

第2条 この支部の連絡先を「支部長宅又は支部総会で定めた場所」におく。

(規定の改廃)

第3条

1 この支部運営規定の改廃は、支部総会の議決を経て一般社団法人日本石材産業協会(以下「本部」という)の理事会の承認を得なければならない。

2 本部定款(以下「定款」という)および同施行規則が改正された時は支部役員会において、これに準じ改正することが出来る。但しこの場合、次の支部総会に報告しなければならない。

(目的及び事業)

第4条

1 この支部は、会員相互の緊密な結合のもとに高潔なる品位の保持に努め、定款第3条に規定する目的を達成するため本部が行う定款第4条の事業を推進し、かつ本部の会務運営に関する連絡ならびにその活動を遂行することを目的とする。

## 第2章 所属会員

(所属会員の種類および資格)

第5条

1 支部の所属会員は正会員で構成する。

2 正会員は、この支部地域内に事務所を有する協会の正会員とする。

(支部運営費)

第6条

1 この支部の支部運営費は、所属会員1名につき本部理事会の承認内の金額を徴収できる。

2 支部運営費未納者については、退会を勧告することができる。

## 第3章 役員

(種別および数)

第7条

1 この支部に次の役員を置き、その任期は2年とする。但し、本部理事任期期日と整合させる。また、補欠または増員により選任された役員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

(1) 支部役員 25名以内

(内) 支部長 1名、副支部長 4名以内、他支部役員 20名以内

2 役員は再任されることが出来る。

(選任)

第8条 支部役員は、この支部に所属する正会員の中から支部総会において選任する。

ただし支部役員は、無報酬とする。

(職務および権限)

第9条

- 1 支部長は支部を代表し、支部の業務を総理する。
- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはあらかじめ支部長の定めた順位によりその職務を代行する。
- 3 支部役員は支部役員会を構成し、支部業務を執行する。

(顧問, 相談役)

第10条

- 1 この支部に顧問および相談役を置くことが出来る。
- 2 顧問および相談役は、支部役員会の承認を得て支部長が委嘱する
- 3 顧問および相談役の任期は、これを委嘱した支部長の在任期間とする。

(解任)

第11条 支部役員で、役員としてふさわしくない行為のあった時は、支部総会の議決により解任することが出来る。

## 第4章 会議

(種別)

第12条 支部の会議は、支部総会および支部役員会の2種とする。

(支部総会の構成および招集)

第13条

- 1 支部総会は、正会員をもって構成する。正会員は支部総会に出席し、意見を述べる事が出来る。
- 2 支部総会は、会計年度終了後1ヶ月以内に開催し、臨時総会は、支部役員会が開催の必要を認めたときまたは所属会員の3分の1以上もしくは本部から会議の目的たる事項を示して開催の請求が合ったときに開催する。
- 3 支部総会は支部長が招集する。
- 4 支部総会の招集は、開催日の14日前までに会議の日時、場所および付議事項を示して所属会員に通知しなければならない。

(支部総会の議決事項)

第14条 支部総会は、この規定に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

- 1 支部事業計画および収支予算の決定
- 2 支部事業報告および収支報告の承認
- 3 支部役員を選任
- 4 本部理事候補者の選出
- 5 その他運営上重要な事項

(支部総会の議事運営)

第15条 支部総会の議事運営は定款第25条、第26条、第27条、第28条、第29条の規定を準用する。

(支部役員会の構成および招集)

第16条

- 1 支部役員会は、支部役員を持って構成する。
- 2 支部役員会は、支部長が招集する。

(支部役員会の議決事項)

第17条 支部役員会は、この規定に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

- 1 支部総会において議決した事項の執行に関する事項
- 2 支部総会より委任された事項
- 3 支部総会に付託された事項
- 4 支部総会に付議すべき事項
- 5 本部より付託された事項
- 6 その他業務運営上に必要な事項

(支部役員会の議事運営)

第18条 支部役員会の議事運営は定款第25条、第26条、第27条、第28条、第29条の規定を準用する。

## 第5章 委員会

(委員会)

第19条 支部は第4条の目的達成のため次の委員会を置くことができる。

- 1 事業委員会
- 2 広報委員会
- 3 調査委員会
- 4 特別委員会
- 5 その他運営上、必要な委員会

## 第6章 資産および会計

(会計処理)

第20条 支部の会計処理は会計マニュアル並びに本部通知に従うものとする。

(経費の支弁)

第21条 この支部の経費は支部補助費、支部運営費、寄付金、その他の収入により支弁する。

- 1 支部運営費は、所属会員1名につき年〇〇〇〇円とする。

(資産の管理)

第22条 この支部の資産は本部の指示のもと支部が管理する。

(残余財産の処分)

第23条 この支部の残余財産の処分については、定款第43条の規定を準用する。

(備え付け帳簿)

第 24 条 この支部は、次に掲げる帳簿を保管し、所属会員は随時閲覧することができる。

- 1 支部会員名簿
- 2 金銭出納帳 (複写)
- 3 銀行勘定帳 (複写)
- 4 議事録綴り

## 第 7 章 雑則

第 25 条 支部長は、この規定に定めるもののほか次の各号の一つに該当する事項があったときは、ただちに本部へ報告しなければならない。

- 1 支部総会の議決事項
- 2 支部所属会員の変更
- 3 支部役員の変更
- 4 執行しようとする事業の概要
- 5 支部各会議の開催日

(定款の準用および内規)

第 26 条 この規定に定めのない事項については、一般社団法人日本石材産業協会定款および同施行規則の規定に準ずるものとする。

付則

- 1 この「支部運営規定」標準は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 2 月 19 日改訂
- 3 平成 27 年 6 月 25 日定款の変更と同時に改訂